

汚染の除去と汚染拡散防止対策について（技術面）

汚染の除去のためには、有害廃棄物を除去（撤去、浄化）することが必要であるが、廃棄物の性状によっては、除去により汚染拡散を引き起こす恐れがあることから、その性状に応じた対策が必要である。

1 現場西側の対策

有害廃棄物が広範囲かつ多量に投棄されているエリアであることから、即時撤去可能なエリアを特定することは困難である。

平成12年度、13年度の調査結果から、汚染拡散防止対策として、表流水及び浸出水の移動に伴う汚染拡散を最小限に止めるため、遮水壁を敷設し、現場の汚染水を可能な限り人為的にコントロールする（水処理施設で浄化：別図参照）こととしている。

その上で、有害廃棄物の除去方策を検討する。

汚染実態詳細調査（終了）

原状回復対策調査（実施中）

- ・ 現場地形測量（1/500平板測量） 測量終了
- ・ ダイオキシン類高濃度汚染範囲特定調査（4本ボーリング調査） 結果解析中
- ・ 地盤透水性調査（鉛直及び斜めボーリング調査及びルジオン試験） 調査中
- 「囲い込み」及び「水処理施設」の工法・費用の検討（基本設計）

2 現場東側の対策

有害廃棄物がスポット的に投棄されているエリアであることから、有害廃棄物の即時除去可能エリアを特定した上で除去する。

即時除去可能エリアの特定

- ・ 汚染状況の詳細把握
- ・ 有害廃棄物の投棄状況の把握（性状・分布・量）
- ・ 即時除去の適・不適の判断に必要な調査
- ・ 即時除去の方法の選定に必要な調査
- ・ 除去による周辺への影響調査

除去方法について

- ・ 周辺への影響を考慮した除去方法の検討
- ・ 撤去と土壌浄化の組み合わせによる処分方法の検討
- ・ 実施時期の検討
- ・ 費用の積算

次に、即時除去が不適とされたエリアについては、汚染拡散防止のための対策を講じ、その後、除去に向けた検討をする。

即時除去不適エリアの汚染拡散防止対策について

- ・ 西側部分で実施予定の汚染拡散防止策「囲い込み」との連携の検討
- ・ 費用と維持管理経費の積算
- ・ 「除去」の実施時期・方法の検討